



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会社名 ラサ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 井村周一
(コード番号 3023 東証第一部)
問合せ先 取締役経営企画室長兼本社ビル企画推進室長
大岡 隆
(TEL:03-3668-8232)

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 付議の理由

当社は、取締役に対し、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有して、株主重視の経営を一層推進するとともに、業績向上に対する貢献意欲や士気をなお一層高めて、企業価値の向上を目指すことを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入することといたしました。

2. 議案の内容

取締役の報酬等の額は、平成 19 年 6 月 28 日開催の第 105 期定時株主総会において、年額 2 億 50 百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬等の額の範囲内で、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストックオプションの具体的な付与数は、上記報酬等の額の範囲内で、業務執行の状況および貢献度等その他諸般の事情を勘案して、取締役会の決議にて定めます。

取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 150,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とします。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とします。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとします。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

(2) 新株予約権の総数

新株予約権の総数は、1,500個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とします。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として、取締役会が定めるものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の割当日の翌日から5年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要し、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとします。

(8) その他の新株予約権の内容

前記(1)から(7)までの事項の細目およびその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとします。

以 上